

津山市スポーツ少年団優秀団表彰規程

第1条 津山市スポーツ少年団は、団活動の充実・普及ならびに育成をめざし、優秀団を表彰してその活動を奨励する。

第2条 優秀団の選定は、本部役員会において行う。

第3条 優秀団の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 年間の活動が計画的・継続的に実施されていること。
- (2) 団活動のプログラムが充実したものであること。
- (3) 団員は、団活動の目的・方針にそったよいマナーを身につけていること。
- (4) 指導者・リーダーが確保され、組織の確立・研修・実践が続けられていること。
- (5) 育成母集団が組織され活動していること。
- (6) その他、スポーツ少年団設置規程等に基づく活動がなされていること。

第4条 受賞の資格は、次のとおりとする。

- (1) 銅賞 ～ 団登録をして3年以上経過し、継続活動の実績をもつ単位団。
- (2) 銀賞 ～ 銅賞受賞後3年以上経過し、継続活動の実績をもつ単位団。
- (3) 金賞 ～ 銀賞受賞後5年以上経過し、継続活動の実績をもつ単位団。
- (4) 功労賞 ～ 金賞受賞後30年以上経過し、継続活動の実績をもつ単位団。

第5条 優秀団には、表彰状ならびにペナントを授与する。

第6条 優秀団表彰申請書の提出は、指定の期日までとする。

第7条 優秀団が、津山市スポーツ少年団登録規程「第8条」による罰則を受けるようなことがあった場合は、表彰を取り消すものとする。

第8条 その他、必要事項は本部役員会で決定する。

附則

この規程は、平成30年5月31日から施行する。